

熊野町幼児教育振興計画

筆の都 子ども未来21をふまえて -

KUMANO

平成19年3月 広島県 熊野町

目 次

第1章 計画策定にあたって ······	1
第1節 計画策定の趣旨	
第2節 計画の性格と役割	
第3節 計画の期間	
第4節 計画の策定体制	
第5節 計画の推進体制	
第2章 幼児を取り巻く状況 ······	2
第1節 保育所(園)の状況	
第2節 特別保育事業の状況	
第3節 幼稚園の状況	
第4節 子育て支援センター	
第3章 幼児教育の今日的課題とめざす方向 ······	5
第1節 計画の基本的な考え方	
第4章 具体的施策の展開 ······	6
第1節 家庭との協力と連携	
幼稚園・保育所(園)等との連携	
家庭の役割の自覚	
家庭教育の充実	
第2節 地域環境づくり	
環境の整備	
体験活動の充実	
子育て支援推進	
第3節 幼児教育の充実	
教育内容の充実	
機能の充実	
小学校との連携	
幼稚園と保育所(園)の連携	

第1章 計画策定にあたって

第1節 計画策定の趣旨

熊野町は、平成11年9月9日、『教育の町 熊野』宣言をし、「21世紀を担う児童生徒の健やかな成長を願い、家族の絆、近隣や地域との連帯を図るとともに、あらゆる教育を通して、町民が誇りをもって生き甲斐のある人生を送ることができる町づくりを推進する。」ことを目指して、教育行政を推進しています。

中でも、生涯にわたる人間形成の基礎を育む役割や、学校教育のはじまりとして、「生きる力」の基礎を育成する役割を担っており、命を大切にする基本を培う就学前教育は重要視されているところです。

国においては、平成13年3月、幼稚園教育の条件整備に関する施策を中心とする総合的な実施計画「幼児教育振興プログラム」が策定されています。また、平成17年1月、中央教育審議会は、「子どもを取り巻く環境の変化を踏まえた今後の幼児教育の在り方について」を答申としてとりまとめています。

教育基本法（平成18年法律第120号）の改正により、「第11条 幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることにつかんがみ、国及び地方公共団体は、幼児の健やかな成長に資する良好な環境の整備その他適当な方法によって、その振興に努めなければならない。」となっています。

県においては、平成15年3月に「広島県幼児教育ビジョン」を策定し、就学前教育の充実を推進しているところです。

そこで、これらの状況を踏まえ、本町においては、子どもたちが健全に育ち、生涯にわたってよりよい生き方をしていくための小学校就学前教育の幼児に対する家庭、地域社会、幼稚園・保育所（園）等施設において行われる幼児教育の充実を図ることを目的として、「熊野町次世代育成支援行動計画『筆の都 子ども未来21』（平成17年3月）」に基づき、「幼児教育振興計画」を策定するものです。

第2節 計画の性格と役割

本計画は、次世代育成支援対策推進法第8条第1項の市町村行動計画に位置付けられた「熊野町次世代育成支援行動計画『筆の都 子ども未来21』（平成17年3月）」に基づき、町内の幼児教育の充実を目的とした計画です。

幼児期は、心情、意欲、態度、基本的生活習慣等、生涯にわたる人間形成の基礎が培われる重要な時期であり、地域社会の中で、家庭と幼稚園・保育所（園）等が十分な連携を図り、幼児一人一人の望ましい発達を促していく

教育環境の整備を重視して、幼児教育の振興に関する施策を推進していくものです。

第3節 計画の期間

本計画は、「熊野町次世代育成支援行動計画『筆の都 子ども未来21』(平成17年3月)」に伴い、平成19年度から平成26年度までの計画とします。

なお、本計画は、必要に応じて見直しを行うものとします。

第4節 計画の策定体制

各種団体・施設の代表、教育・福祉等に従事する専門家等、各方面にわたる幅広い意見を計画に反映させるため、計画策定に係る熊野町教育改革推進懇談会幼児教育部会を設置しました。

第5節 計画の推進体制

この計画の推進にあたっては、幼児教育部会が策定後も点検機関として存続し、定期的に計画の実施状況の把握・意見の具申を行います。

第2章 幼児を取り巻く状況

第1節 保育所(園)の状況

(1) 保育所(園)数及び定員

平成19年2月現在、本町における認可保育施設は、公立保育所が2所、私立保育園が2園あり、定員は合計430名となっています。平成19年4月から、新たに公設民営の保育園が開園され、定員は合計450名となります。

公・私	施設名	入所定員の推移(名)						
		平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
公	熊野町中央保育所	120	120	120	120	120	120	90
私	保育所ひかり学園	200	200	250	250	250	250	150
私	初神保育園	60	60	60	60	60	60	60
公	くまの・みらい保育園							150
合計		380	380	430	430	430	430	450

(2) 保育所(園)入所児童数及び対定員充足率の推移

本町の保育所(園)の入所児童数は、平成13年度で377名でしたが、その後増加しています。

1保育園で、定員の拡大を図る等の対応を行いましたが、平成18年4月現在で、100.2%の充足率となっています。

公・私	施設名	入所児童数の推移(名)					
		平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
公	熊野町中央保育所	115	121	130	136	123	138
私	保育所ひかり学園	224	223	242	247	239	231
私	初神保育園	38	41	54	63	58	62
合計		377	385	426	446	420	431

公・私	施設名	入所児童数対定員充足率(%)					
		平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
公	熊野町中央保育所	95.8	100.8	108.3	113.3	102.5	115.0
私	保育所ひかり学園	112.0	111.5	96.8	98.8	95.6	92.4
私	初神保育園	63.3	68.3	90.0	105.0	96.7	103.3
合計		99.2	101.3	99.1	103.7	97.7	100.2

第2節 特別保育事業の状況

(1) 延長保育

延長保育とは、保護者の多様な勤務形態に対応するよう、通常保育の時間を超えて、保育を行う事業です。

本町においては、全保育所(園)において実施しており、午前7時30分から午後6時30分までの時間帯に行う保育を通常保育、午後6時30分から午後7時までの30分間を延長保育として実施しています。

(2) 乳児保育

乳児保育とは、産後休暇や育児休業明けの直後に、1歳に満たない乳児の保育を行う事業です。

本町においては、全保育所(園)において実施しており、平成18年4月現在の実施児童数は、15名となっています。

(3) 障害児保育

障害児保育とは、日々の集団保育が可能な障害児を受け入れ、保育

を行う事業です。

本町においては、全保育所（園）で対応が可能です。

第3節 幼稚園の状況

（1）幼稚園数及び定員

平成18年4月現在、本町では私立幼稚園が3園設置されており、定員は合計440名となっています。

公・私	施設名	入園定員（名）			
		平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
私	淳教幼稚園	150	150	150	150
私	聖徳幼稚園	120	120	120	120
私	第二聖徳幼稚園	170	170	170	170
合 計		440	440	440	440

（2）幼稚園入園者数及び対定員充足率の推移

本町の幼稚園利用者数は、平成13年度で401名でしたが、その後増減を繰り返し、平成18年度では、328名となっています。

定員に対する充足率は、平成13年度で91.1%であったが、平成18年4月現在では、74.5%の充足率となっています。

公・私	施設名	入園児童数の推移（名）					
		平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
私	淳教幼稚園	163	158	142	152	142	134
私	聖徳幼稚園	89	81	51	60	56	65
私	第二聖徳幼稚園	149	122	132	136	137	129
合 計		401	361	325	348	335	328

公・私	施設名	入園児童数対定員充足率（%）					
		平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
私	淳教幼稚園	108.6	105.3	94.7	101.3	94.7	89.3
私	聖徳幼稚園	74.2	67.5	42.5	50.0	46.7	54.2
私	第二聖徳幼稚園	87.6	71.8	77.6	80.0	80.6	75.9
合 計		91.1	82.0	73.9	79.1	76.1	74.5

第4節 子育て支援センター

本町では、平成13年6月に西部地域健康センター内に子育て支援センターを開設しました。

子育て支援センターでは、次のような活動や利用を通じた支援活動を行っており、地域の子育て支援の拠点としての役割を担っています。

[子育て支援センターの主な活動内容]

- 子育てに関する情報提供
- 子育て相談
- 保護者相互の交流・情報交換の場
- 親子あそび等の行事
- 講演会・育児懇談会
- 育児サークル活動
- ブックスタート事業

第3章 幼児教育の今日的課題とめざす方向

第1節 計画の基本的な考え方

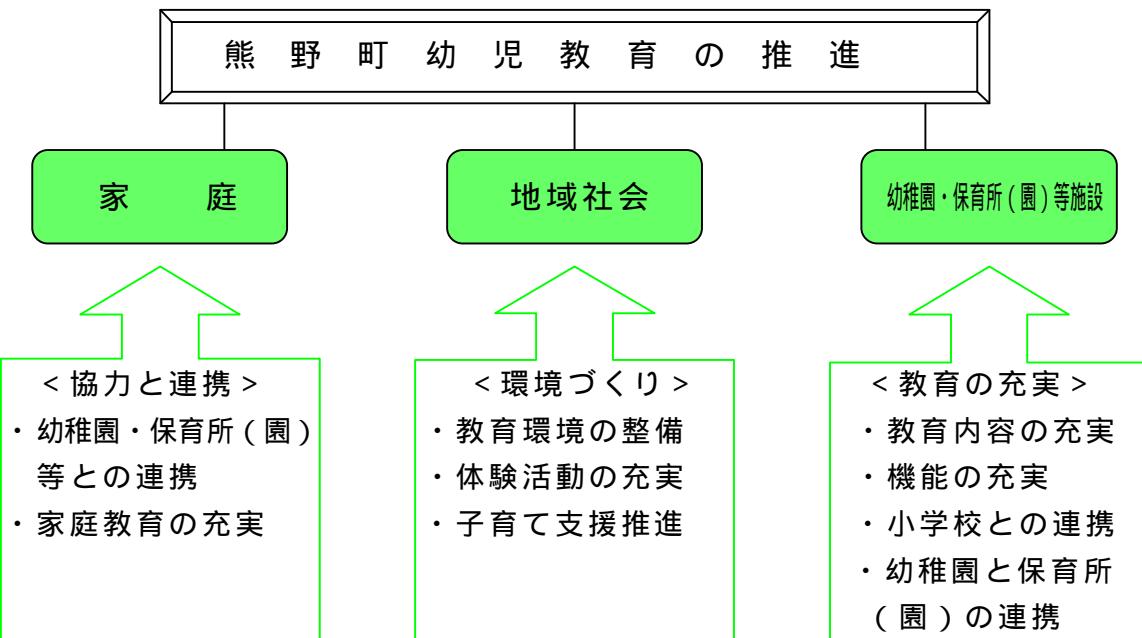
幼児期は、生涯にわたる人間形成の基礎を育む重要な時期であり、就学前教育は、学校教育のはじまりとして、「生きる力」の基礎を育成する重要な役割を担っています。

幼児教育の今日的課題として、平成17年1月、中央教育審議会答申「子どもを取り巻く環境の変化を踏まえた今後の幼児教育の在り方について」の中で、基本的な生活習慣の欠如、コミュニケーション能力の不足、自制心や規範意識の不足、運動能力の低下、小学校生活への不適応、学びに対する意欲・関心の低下等があげられています。また、広島県教育委員会が県内の年長児を対象として、平成15年に実施した「幼児教育調査」では、幼児の育ちの課題として、他者との関係を結ぶ基礎となる「コミュニケーション」が苦手であること、生活の基盤である“睡眠”“食事”等の「基本的生活習慣」の定着が不十分であることがあげられています。

本町においても、「熊野町は自然が豊かなのに、その自然と触れ合うような場が少ない」、「子どもがのびのびと遊べる場所が少ない」等の指摘も聞かれ、子ども同士で遊び、葛藤しながら成長する体験の減少や身近な自然や遊び場の減少等の地域社会の教育力の低下、また、子育ての孤立化による育児不安や労働等による子育てへの影響等の家庭の教育力の低下を背景とした同様の課題があり、「熊野町次世代育成支援行動計画『筆の都 子ども未来21』（平成17年3月）」において、“安心・安全”“支え合い”“のびのび”的3つのキーワードで施策を展開しているところです。

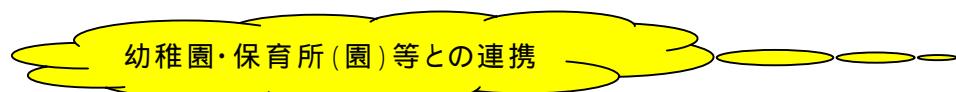
小学校就学前の幼児に対する家庭、地域社会、幼稚園・保育所（園）等施設で行われるそれぞれの幼児教育の場において、地域社会の中で、家庭と幼稚園・保育所（園）等が十分連携を図り、子どもの教育環境を整備していくことや、幼児教育に直接かかわる幼稚園・保育所（園）等の教育内容の充実に視点を当てて、取り組むものとします。

< 基本的な考え方 >



第4章 具体的施策の展開

第1節 家庭との協力と連携



(幼稚園・保育所(園)等教育への理解と協力)

保育者の不安解消と幼稚園・保育所(園)等教育への理解

- ・ 幼稚園・保育所(園)等における教育・保育は、「遊びを通しての総合的な指導」によってなされるという特色があり、保護者には理解しにくい面もあります。保育の実際や幼児の発達の状況について分かりやすく説明をして、小学校就学前の教育に対する不安を取り除くよう努めていきます。
- ・ 保育者と保護者の間に、子どもに対する見方のギャップがあることが指摘されているところです。幼稚園・保育所(園)等と家庭では、幼児の生活する場面や環境が異なることを考慮しても、見方にギャップがあること

は、家庭と幼稚園・保育所（園）等が連携した取組みを困難にすることも考えられます。

そこで、保護者と幼稚園・保育所（園）等との連携を密にし、相互に理解をすることが求められます。

（基本的生活習慣の定着）

- ・ 基本的生活習慣、とりわけ毎日の生活のリズムである“睡眠”“食事”等は、健康・体力、生活の意欲等、生活に大きな影響を及ぼすものである。幼児期にその定着を図ることは、大きな課題となっている。

これは主として、家庭教育による部分が大きいが、幼稚園・保育所（園）等との連携の取組みにより、さらに充実を図り、基本的生活習慣を定着させるよう努めていきます。

（家庭教育の充実）

（広報媒体等による意識啓発の推進）

- ・ 町広報誌や町ホームページ等各種広報媒体で、様々な課題や子どもを生み育てることの大切さ、町の取り組む子育て支援施策等を掲載し、子育ての喜びや責任感を育んでいくとともに、子育て支援施策の普及に努めます。
- ・ 子育てをテーマとした講演会等の開催を企画し、子育ての意識の醸成を図ります。

（子育て家庭に対するあらゆる機会を活用した意識啓発の推進）

- ・ 妊婦相談、乳幼児検診等の場は、必要な知識の普及を図るだけでなく、行政と子育て家庭が直接かかわることのできる重要な場として捉え、参加者が、保護者としての責任感を自然に育んでいけるような内容（親のかかわり方が子どもの心に与える影響、子どもとのコミュニケーション手段の紹介等）の工夫に努めます。

（家庭内暴力（児童虐待、ドメスティック・バイオレンス）防止に関する啓発活動の推進）

- ・ 児童虐待を防止するため、子どもの人権に関する講演会等の開催を検討

し，子どもの権利を尊重する意識を育んでいくとともに，「児童憲章」や「児童の権利に関する条約」等の理念について，意識啓発を推進します。

- ・ 家庭環境という面で，子どもの成長に大きな影響を与えるドメスティック・バイオレンス（DV）を防止するため，DV防止法等について，分かりやすく町民に周知します。

虐待防止ネットワークの設置・活用

- ・ 町関係職員，関係機関，関係住民組織等で構成される虐待防止ネットワークを設置し，虐待防止マニュアルの作成や定期的な事例検討会を開催します。また，虐待防止マニュアルは，一般住民にも広く周知し，虐待の潜在化を防止します。

児童虐待防止対策等の推進

- ・ 子育て期の保護者に育児サークル等への参加を積極的に勧め，しつけに対する考え方の情報交換，悩みの共有によるストレスの解消，児童虐待等，親としての自己啓発ができる環境を構築していきます。

ブックスタート事業の充実

- ・ 子どもの知的発達を助けるとともに，親子のコミュニケーション手段として有効なブックスタート事業について，町立図書館や読み聞かせボランティア等と連携した取組みを実施します。

家庭の役割の自覚

- ・ 子育てに関する関係機関の相談・支援体制を強化し，保護者の育児上の悩みや不安の解消を図ります。

健康教育の推進

- ・ 家庭に対して，「食」を中心とした健康情報の提供を行い，食生活への関心を高めていくとともに，食のリズムや家族で楽しく食事を摂取することの大切さ，「食育」を啓発していきます。

(安全環境の整備)

交通安全対策の充実

- ・ 熊野町交通安全計画を基本とした交通安全対策に取り組み、交通弱者となる幼児を交通事故から守るため、交通安全の普及・啓発に努めるとともに、交通安全教室の開催等によって、交通ルールの遵守・マナーの実践に向けた取組みを推進します。

子どもの事故予防知識の普及啓発

- ・ 子どもは、好奇心が強く、特に誤飲、溺水、やけど等の事故を引き起こしやすいことから、保護者に対して子ども特有の事故の予防知識や応急処置方法の普及・啓発を図ります。

第2節 地域環境づくり



(安全環境の整備)

防犯、防災対策の充実

- ・ 子どもの犯罪被害が増えており、子どもが犯罪の犠牲者になるのを未然に防ぐため、「子ども110番の家」の充実、地域ぐるみの防犯活動等の防犯体制のさらなる強化を図るとともに、夜間の犯罪被害防止に向けた防犯灯の整備等補助金交付を行います。
- ・ 災害の被害から子どもを守るため、地域ぐるみでの防災体制の確立を図ります。

子育て支援設備の充実

- ・ 子育て家庭をはじめ、すべての町民が外出しやすく、それぞれの生活を快適に営むことができるよう、町内におけるバリアフリー環境の構築や公共施設における子育て支援設備の充実を進めます。

道路環境の安全確保

- ・ 幹線道路網の整備を推進することによって、生活道の交通量を緩和し、

日常生活における歩行環境の安全性を高めます。また、子どもの動線や目線、乳幼児を連れた保護者等の通行に配慮し、歩道、ガードレール、横断歩道等の整備や段差の解消を進めます。

(子どもの遊び場の確保)

（都市公園法に基づく地区公園（グランド）の整備）

- ・ 「熊野町都市計画マスタープラン」及び「熊野町緑の基本計画」に基づき、子どもをはじめ町民一人一人が潤いのある空間の中で生活できるよう、地区公園（グランド）の整備を計画的に進めます。

（街区公園（旧児童公園）の計画的整備）

- ・ 子どもたちの遊び場や子育てをする親の交流の場等として、安心して利用することができる街区公園を計画的に配置するとともに、設備等の充実を図ります。

（公園遊具の安全管理の徹底）

- ・ 公園遊具の老朽・破損・不良等により、子どもたちがけが等に遭うことのないよう、点検等の安全管理を徹底するとともに、町民が発見した場合の通報先を明確にし、周知を図ります。

（町の特徴を活かした空間の整備）

- ・ 緑にふれることのできる憩いの場、水に親しめる公園、筆づくりの歴史や文化を感じられることのできるタウントレイル等、緑、水辺、里山、文化といった熊野町の豊かな特徴を活かし、これらと町民がふれ合うことのできる空間づくりを進めていきます。
- ・ 母子・児童保健福祉施策等を推進する関連施設の集積地に、その環境を活かした多世代ふれあい公園を整備します。

(子育ての仲間づくりの支援)

（公民館等のオープンスペースで集まれる場の設定、確保）

- ・ 公民館等、町立の公共施設・スペースについて、サークル活動等への活用が可能なものは、その確保を積極的に進め、子育ての仲間づくりの場として提供していきます。

(地域の育成力の強化)

○地域ぐるみの子育ての推進

- ・ 人間関係の希薄化が引き起こす子育て上の問題や子どもの大切さを住民に対して啓発し、地域住民が一人一人の子どもを「誰かの子ども」ではなく、「熊野町の子ども」として育していく意識の醸成を図ります。

○ファミリーサポートセンター事業の推進

- ・ 育児の援助を受けたい人と行える人を適切に結び付け、地域におけるファミリーサポートセンターの機能を充実するとともに、社会福祉協議会が設置運営を行っているボランティアセンターとの調整を図りながら推進します。

(ボランティア活動の促進)

○ボランティアセンターの充実

- ・ ボランティアを必要とする人とボランティアを行いたい人の需給調整をはじめとして、ボランティアに関する相談・活動支援等を行う福祉ボランティア活動の総合的な拠点として、社会福祉協議会が設置運営するボランティアセンターの活動を支援します。
- ・ 貴重な知恵や技術等を提供することのできる地域の人材を積極的に活用していくため、「ボラネットくまの」の取組みを推進していきます。
- ・ スポーツを通じて、人と人とのつながりを深め、心身ともに健全な子どもの育成を図るため、スポーツ少年団をはじめとする各種スポーツ組織の自立・育成を進め、生涯にわたりスポーツに親しめる環境を整備します。

(母子保健医療体制の整備)

○乳幼児健診の充実、強化

- ・ 本町で取り組んでいる各種乳幼児健康診査、妊婦相談、両親学級（マザークラス）、離乳食教室、育児相談（すくすくクラブ）、多胎児の親子を対象としたマスカットキッズ、障害のある子と保護者の活動の場としてのスマイルキッズ活動、家庭訪問等相談指導事業のほか、母子保健推進員、民生委員児童委員による地域に根付いた見守り活動を開催しており、今後、継続的な充実と強化を進めます。

- ・ 保健師等のスタッフやデータ管理体制等の充実によって、より精度の高い健康審査体制をめざすとともに、検診結果を活用した指導・相談内容の一層の強化を図り、保護者に安心とゆとりを与える乳幼児健康診査を推進します。

要事後指導児へのフォロー体制の整備

- ・ 乳幼児健康診査の結果、フォローが必要と判断される乳幼児に対しては、家庭訪問や心理判定員・医師による療育相談を引き続き推進していくとともに、対象者が学童期程度に至るまでの間、関係機関と連携しながら継続したフォローを行っていきます。

(子どもの健康づくり)

乳幼児期からのライフステージに応じた健康教育の推進

- ・ 生涯健康で質の高い生活を送るために、歯・口の健康づくりが欠かせないことから、乳幼児期における歯科検診、フッ素塗布、子どもの歯の相談等を引き続き推進・充実していくとともに、家庭での虫歯予防に向けた指導を強化します。

子どもの「心の健康づくり」の推進

- ・ 多様化する子どもの心の問題に対して、家庭、地域、幼稚園等の密接な連携のもと、子どもの心の健康づくりに取り組めるよう、意識啓発を推進します。また、町の教育相談室をはじめとして、各相談機関や電話・電子メールを利用した相談サービス等の周知を行い、心の健康の回復や保持増進を支援します。

(障害児への療育支援)

地域療育体制の整備

- ・ 地域での療育を推進するため、中央地域健康センターに相談窓口を設け、より身近な場所での相談体制を整備するとともに、障害児ケアマネジャーの養成を進め、障害児一人一人のニーズに応じた情報提供・相談助言を行います。
- ・ 保育、教育、保健、医療、福祉等各関係機関の連携による障害児それぞれの成長段階に応じた総合的な療育ケア機能の整備を推進します。

障害児在宅福祉施策の推進

- ・ 障害児本人及びその家族の日常生活を支援するため、デイサービス、ホームヘルプサービス、ショートステイサービス等をはじめとする各種在宅福祉サービスが、必要な時に身近な地域で利用できるよう、総合的・効果的・効率的な提供体制を整備します。

体験活動の充実

(地域で子どもを育てる取組み)

体験活動の推進

- ・ 家庭教育の重要性について見つめ直し、考える機会の提供や、体験活動の機会等、地域で子どもを育てる取組みを進めます。
- ・ 異年齢・異世代の交流の場を設定し、交流活動を促進します。
- ・ 生涯にわたり、望ましい食習慣を身に付け実践できるよう、子どもの成長に合わせたよりよい食生活のあり方について親子がともに学習し、体験できる場（料理教室等）の提供を行います。

(地域の育成力の強化)

健全育成活動の推進

- ・ 家庭、地域、幼稚園等が相互に連携しながら、子どもの体験学習や地域活動への参加を推進し、豊かな感性・想像力・思いやり・モラルをもった青少年へと育成していきます。

(様々な体験活動の促進)

多世代交流事業の推進

- ・ 幼稚園・保育所（園）、学校、各地域健康センター等において、異年齢児、子どもと高齢者、子どもと青年グループ等の交流事業を積極的に進め、子どもたちが豊かな社会性を育んでいける機会を創出していきます。

（子どもによる環境保全活動等の推進）

- ・ 「こどもエコクラブ」等，子どもによる環境保全活動を支援し，自然が与えてくれる恵みの大切さを伝えるとともに，自然を愛する心を育んでいきます。

（ジュニアボランティア活動の推進）

- ・ 子どもたちのボランティア意識を高め，相互扶助精神のあふれる人間として成長できるよう，ジュニアボランティア活動を引き続き推進していきます。

（町民農園・観光農園等の整備と農作業体験の推進）

- ・ 農作業を実体験することにより，労働の大変さや充実感を味わえるよう，農業振興の施策として進めている町民農園，観光農園等の整備を促進し，この場における子どもたちの農作業体験を推進します。



（ゆとりある住環境の整備）

（福祉のまちづくりの推進）

- ・ 町内の子育て支援設備の設置場所等が一目で分かる子育てバリアフリー マップを作成します。作成に当たっては，近隣市町と連携しながら，町民が買い物等に頻繁に出かける地域のマップも含める等，より役立つ内容とします。

（子育ての仲間づくりの支援）

（子育て交流の場の提供）

- ・ 幼児の保護者や，子育て経験者等を講師とした，保護者の立場からの研修の場を充実し，保護者から学ぶ機会に努めます。
- ・ 子育て交流の場の設置と父親の保育参加を促進します。

（サークル活動の支援、育成）

- 既存のサークル活動の様子等を広報媒体を通して積極的に発信し、活動の活性化を図っていくとともに、母子保健事業における各種教室等で、サークル活動の参加・育成へのコーディネートを進めます。
- 子育ての孤立化を解消するため、地域活動を行う児童委員、主任児童委員等が閉じこもりがちな子育て家庭に対して、サークル活動等への参加を働きかけられるよう、必要な情報の共有やコーディネート力の強化を進めます。

（子育て支援センターの機能強化）

（運営体制、運営支援体制、事業内容の強化）

- さらなる機能強化を図るため、職員配置の強化や職員研修を実施するとともに、ボランティアの活動等を積極的に取り入れ、より幅広い事業内容に取り組んでいきます。

（サテライト拠点の設置による利用しやすい環境の整備）

- 本町では、西部地域健康センター内に子育て支援センターがあり、親子遊びの場としての活用と相談事業を中心に活動を展開しています。センターは、多くの利用が見られ、今後は人材の拡充、各関係機関や地域との連携強化、子育てサークル等の活動支援の展開等を検討していきます。
- 現在の西部地域健康センターに加えて、今後建設される予定となっている東部地域健康センターにサテライト型の子育て支援センターを設置するとともに、中央ふれあい館においても子育て支援センター事業を実施し、身近な地域において総合的な子育て支援が提供できる環境を整えていきます。

（組織間連携による育児支援体制の構築）

- それぞれの家庭や子どもに対して、きめ細かな支援を行うため、保育施設、学校、行政、医療機関、児童委員及び住民組織等との密接な連携体制を確立し、交流・指導・相談事業等を積極的に実施していきます。

(情報提供・相談体制の充実)

（情報集積、発信機能の強化）

- ・子育て支援センターが子育てに関する総合的な相談・情報窓口として機能するよう、関係機関や関係組織との連携を強化し、子育てに関するあらゆる情報の集積に努めます。
- ・子育て支援センターのパンフレットの作成や事業内容等を掲載した機関紙等の発行、また、インターネットを活用した同センターのPR等を進めます。
- ・子育て支援センターが集積した子育て支援情報を一冊にまとめた子育てガイドブックの作成・発行を検討します。

（家庭との接点を捉えた情報提供・相談体制の充実）

- ・母子健康手帳交付時、出生届時、各種母子保健事業開催時等は、子育て家庭と行政が接点を持ち、確実な周知ができる重要な機会と捉え、対象者のその後の子育てがより充実したものとなるよう、各種の情報提供を積極的に行います。
- ・子育て家庭に身近な地域で相談活動等を行う児童委員、主任児童委員、母子保健推進員について、より幅広い相談に対応するための研修等を開催し、アドバイザーとしての資質の向上に努めます。

（乳幼児医療費助成の推進）

- ・医療費に伴う経済的負担を軽減し、疾病の早期発見と治療を促進することにより、乳幼児を健やかに育成する環境を整備するため、乳幼児医療費助成制度を推進します。

（幼稚園就園奨励事業の実施）

- ・幼稚園就園に係る経済的負担の軽減を図るため、幼稚園就園奨励事業を引き続き実施していきます。

(ひとり親家庭の自立支援)

ひとり親家庭に対する経済的支援の推進

- ・児童扶養手当、ひとり親家庭医療費助成事業、母子福祉資金等公的資金の周知を強化し、ひとり親家庭の経済的自立を支援します。

ひとり親家庭に対する地域の支援の推進

- ・「支え合い」の中で進める子育て支援を推進するため、ひとり親家庭を支援する住民団体への活動費の助成を行います。

保育施設の優先的利用

- ・ひとり親家庭の自立を促進するため、保育所（園）の利用を希望する際には、優先的な利用を図ります。

第3節 幼児教育の充実



(幼稚園・保育所（園）等教育内容の充実)

教育の質の向上と指導の工夫

- ・人とコミュニケーションする力は、他者との豊かな出会いとかかわり合いの中で身に付くものです。日々の保育では、友だち同士が深くつながり合ってともに遊びを創り出す「協同的な学び」や、聞く・話す等の「伝え合う力」の育成を念頭においていた指導に心がけ、コミュニケーション能力を育んでいきます。
- ・先進的な取組み事例等、多様な保育ニーズに対応するための教育内容を創造するよう、情報提供していきます。
- ・幼稚園・保育所（園）等における評価は、幼児の育ちの評価であるとともに、指導の評価でもあり、自らの保育を振り返ることで、保育と幼児の発達との関係を分析し、指導の改善を図るよう努めます。

幼稚園・保育所（園）等における教育・保育の質の向上を図り、保護者や地域住民に信頼される園・所づくりを進めるため、自己点検・自己評価

及び情報公開や、当事者以外の公正・中立な第三者機関が、専門的かつ客観的な立場から評価する「第三者評価」の推進を図ります。

(男女共同参画の推進)

乳幼児期からの学習の推進

- ・ 乳幼児期は人格の基礎を形成する重要な時期であるため、将来、ジェンダーにとらわれることのないよう、男女がそれぞれの特性を認め合い、人間として平等に扱う男女平等教育を推進し、そのための環境整備を進めていきます。また、このことの重要性を家庭にも啓発し、家庭における男女平等教育の促進と育児環境への配慮を働きかけます。

(安全環境の整備)

防災対策の充実

- ・ 幼稚園・保育所（園）等における避難訓練を強化するとともに、消防設備の点検・充実に努めます。

(保育サービスの提供)

特別保育事業の充実

- ・ 延長保育、乳児保育等、現在実施している特別保育事業のさらなる充実に努めるとともに、ボランティアをはじめとする地域住民、学校の児童・生徒等の協力を得ながら、豊かな社会性を育むことのできる保育を推進します。

一時保育事業の創設

- ・ 核家族化や価値観の多様化が進む中で、一時的に家庭での保育が困難となる場合や育児からの一時的なリフレッシュ等に利用される一時保育の必要性が高まっていることから、平成19年4月から新たに開園する「くまの・みらい保育園」で実施し、取組みを進めていきます。

障害児保育体制の充実

- ・ 障害者手帳の所持や医師の診断等の障害認定がない場合、また、保護者が居宅にいる場合であっても、障害児の障害の種類や程度によっては、心身の発達に効果が期待できる集団生活を提供できるよう、障害児の受け入れについて柔軟な対応を行います。

- ・ 障害児と障害のない子どもが、できる限りともに集団生活を営めるよう、その体制・設備等の整備に努めるとともに、保育士等の専門スタッフの充実について配慮します。

病後児保育の実施・検討

- ・ 病気の回復期の子どもを一時的に預かり、医療的な環境のもとに保育を行う施設型の病後児保育を「くまの・みらい保育園」で実施します。また、派遣型の病後児保育の実施についても調査・検討します。

特定保育の実施

- ・ パートタイム勤務等により、子どもを恒常に保育所（園）に預ける必要はないが、週に2～3日や、午前か午後の半日だけ預かるといった特定の時間で保育を行う特定保育事業を調査・検討します。

その他の特別保育の検討

- ・ 休日保育事業、夜間保育事業、トワイライトステイ事業、ショートステイ事業について、調査・検討します。

幼稚園サービスの充実

- ・ 幼児教育への関心が著しく高まっている中で、幼稚園においても多様化する保護者のニーズに対応していく必要があるため、預かり保育や夏季保育等の取組みを拡充していきます。

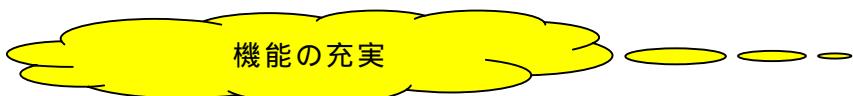
（保育の質の向上）

保育所（園）のサービス評価の実施検討

- ・ 保育所（園）サービスの質の向上や利用者の選択に資する観点から、客観的な判断が可能なサービス評価事業の導入を検討し、保育サービスの質の向上に努めます。

保育士の資質の向上

- 全国的に保育ニーズが多様化する中で、他市町においても特色のある保育サービスが展開されていることから、保育士が効果的に研鑽し合える機会を設けていきます。また、このことで、保育所（園）相互のネットワークの構築・強化を図っていきます。



(子育て支援機能の充実)

「親と子の育ちの場」としての役割・機能の充実

- 幼稚園・保育所（園）等が、家庭や地域とともに、子育ての中心的な役割を果たすよう、幼児教育センターとしての子育て支援機能を活用して、「親と子の育ちの場」としての役割・機能の充実を図ります。

(保育施設の整備)

多機能保育所の整備

- 今後、保育ニーズのさらなる増加・多様化が見込まれる中で、西部地域の既設保育所は施設規模や老朽化の実態から対応が困難な状況にあるため、各種の特別保育事業を展開する多機能保育所を「くまの・みらい21」プロジェクトのみらい子育て館を平成19年4月から「くまのみらい保育園」として開園します。

中央保育所の民営化

- 老朽化の進む町立中央保育所について改築を行い、多機能保育所として新たに整備します。改築とその後の運営にあたっては、民間主体を基本として進めています。

新たな幼稚園運営のあり方についての調査・研究

- 保育制度の規制緩和に伴い、幼稚園に対して多様化する住民ニーズに対応するため、保育所（園）、その他の子育て支援施設等との総合施設化を幼稚園運営主体と連携しながら調査・研究していきます。



(小学校教育への連続性を図る)

（学校教育と幼稚園・保育所（園）等との連携強化）

- ・ 幼稚園等における教育・保育は、幼児期の発達の特性を踏まえ、幼児期から児童期への発達を促す旨みであり、幼児期の生活体験や学びが小学校以降の教育の基盤となっていくことを考慮して、小学校教育への連続性を図る視点からの取組みに努めます。
- ・ 幼稚園、保育所（園）、小学校教員との情報交流、意見交流等協議の場や、合同研修等、連携教育を見据えた研修の場を設けます。
- ・ 幼稚園、保育所（園）内研修に、小学校教員が参加したり、小学校の校内研修に幼稚園、保育所（園）職員も参加する等、連携及び研修の場を設けます。
- ・ 幼稚園、保育所（園）職員と、小学校教員が相互の教育内容や指導方法の理解を推進するため、特に5歳児の担任と小学校1学年の担任を中心に、保育参加・授業参加を通した合同研修の実施に努めます。
- ・ 小学校への円滑な接続のため、学校教育と幼稚園・保育所（園）等の連携を強化し、相互交流や就学前体験入学等の取組みを検討します。



- ・ 小学校教育への移行に配慮した教育課程や指導計画等の策定、教育課程の実施に向けて、情報提供等の支援をします。
- ・ 小学校以降の生活や学習を見通した指導（特に「協同的な学び」の実施等）を一層充実するため、幼稚園教育要領の内容を周知徹底します。
- ・ 幼稚園、保育所（園）の小学校就学前の対象者に小学校の生活や学習を体験する機会を設けます。

幼稚園と保育所(園)の連携

(相互連携)

情報交流の場の設定

- 今後、町内の幼稚園・保育所7園(所)が相互連携、情報交流等の場を設け、課題の克服を図ります。

保育士の資質の向上

- 保育士が効果的に研鑽し合える機会を設けていきます。また、保育所(園)相互のネットワークの構築・強化を図っていきます。